

議案第123号

京丹後市議会議員及び京丹後市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正について

京丹後市議会議員及び京丹後市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年9月4日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部を改正する政令が令和7年6月4日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。